

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し	本省	-	505,213	472,203	▲33,011	-

事業の概要
 ウクライナ情勢等による国際価格の急騰に伴い、輸入小麦の買入価格が高騰したことを受け、令和4年10月期の政府売渡価格について、物価高騰対策として、令和4年4月期の売渡価格に据え置いた（通常の6か月間の算定ルールの場合、86,850円/tに改定されるどころ、算定期間を1年間に延長することで、同年4月期の価格（72,530円/t）に実質的に据え置き）。これに伴う売渡収入の減少分（311億円）については、予備費の使用により対応することとした（令和5年4月期については、1年間の買付価格で算定するところ、激変緩和措置として、ウクライナ情勢等による急騰の影響を受けた期間を除く、直近6か月間の買付価格を反映した水準（前期比+5.8%）まで上昇幅を抑制した。）。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響
2. 製造事業者の経営等への影響
3. 消費者物価対策としての効果（小売価格への影響）

○ 輸入小麦の政府売渡価格の据え置きによる小麦関連製品の影響については、小麦粉や食パンのように、製造事業者の卸売価格及び小売段階において、製品価格が概ね横ばいとなり、価格抑制の効果があったと評価できる品目がある一方、品目によっては、価格抑制の効果が確認できないものもあった。

○ これについては、品目により製品価格に占める原料小麦の価格の割合が低い、あるいは、製品価格の改定のタイミングが政府売渡価格の改定と必ずしも一致しない等の理由が考えられるが、製造・卸・小売の各段階における転嫁の要因が明らかではなく、令和5年4月期の政府売渡価格の引上げ後の小売価格の動向も含め、政策効果を丁寧に検証する必要がある。

○ また、政府売渡価格の据え置きにより、製造事業者において、「製品価格改定の検討期間ができた」など経営にプラスの影響があったとの回答もある一方、「小麦以外の原材料等の製品価格への転嫁が困難となった」との回答が多数あったことから、事業者における円滑な価格転嫁に配慮することが求められる。

反映の内容等

1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響
2. 製造事業者の経営等への影響
3. 消費者物価対策としての効果（小売価格への影響）

○ 本事業に基づく令和4年10月期の政府売渡価格の据え置きについては、本価格が製品価格に反映される令和5年1月～6月の小麦粉や食パン等の小売価格がほぼ横ばいであり、売渡価格を引き上げた令和5年4月期の価格が反映された7月以降には、小麦粉や食パン等の小売価格が上昇したことを見れば、物価高騰対策として一定の効果はあったものと評価できる。しかし、製品価格に占める原料小麦の価格の割合が低い外食品目等を中心に、小麦以外の原材料等の価格高騰の影響もあり、価格抑制の効果が判然としない品目もあった。また、総務省の家計調査によれば、二人以上世帯の年間消費支出におけるパン及び麺類への支出額の割合は、いずれも1%に満たない程度であり、消費活動への効果は限定的であった可能性がある。そのため、引き続き小売価格の動向等の分析を行うなど、政策効果の検証を行う。

○ 本事業については、物価高騰対策として一定の効果はあった一方、製造事業者からは、小麦以外の原材料等の価格は引き続き上昇していた中、売渡価格を据え置いたことにより、価格転嫁が困難になったとの声もある。また、適切な価格転嫁がなされなかったことによつて、将来的に製品価格の調整が入れば、結果として消費者にとっては負担が先送りとなっただけとなる恐れがあるなど、プラスの効果のみであったとは評価できない側面もある。

現行の輸入小麦の政府売渡価格制度は平成19年度の導入以降、6か月間の算定ルールに基づき運用されており、輸入小麦を買い受ける製粉企業等に浸透している。また、政府が原料小麦を計画的に、明確な売渡価格算定ルールに則り売り渡すことは、価格の予見可能性等の観点から、製造事業者が安定的に小麦関連製品を供給する上での経営計画上のメリットとして評価されている。

こうした実態を鑑みて、政府売渡価格については、今後も通常のルールどおりの算定を基本としていく。

※なお、令和5年度予算額及び令和6年度予算案には、食料安定供給特別会計食糧管理勘定歳入予算の（目）食糧売払代のうち、輸入小麦等に係る金額を記載している。